

東京医科歯科大学聴講生規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 184 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、東京医科歯科大学学則（平成 16 年規程第 3 号）第 56 条第 2 項及び東京医科歯科大学大学院学則（平成 16 年規程第 4 号）第 49 条第 2 項の規定に基づき聴講生について定める。

（聴講生）

第 2 条 聴講生については、東京医科歯科大学科目等履修生規則（平成 16 年規則第 183 号）第 2 条から第 13 条までの規定を準用する。この場合において、「履修」とあるのは「聴講」と、「単位を修得した授業科目」とあるのは「聴講を終了した授業科目」と、「単位修得の証明書」とあるのは「聴講証明書」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。